

会議の名称	(番号) 2-15	墨田区入札等外部審査委員会
開催日時	令和4年7月6日(水) 午後3時から午後4時15分まで	
開催場所	3階 31会議室	
出席者数	委員 3名 区 12名 事務局 4名	【委員】 鈴木利治 阿部かおり 田尾亮介 【区】 総務部長 契約課長 営繕課長 営繕課主査(4) 厚生課臨時特別給付金担当主査 同主任 福祉保健部保健衛生担当次長 保健予防課新型コロナウイルス予防接種調整担当主査 同係員 【事務局】 契約係長 契約係主査 契約係主任(2)
議 題	【報告案件】 1 前回審査委員会の会議概要等の公表について(令和3年度下半期分) 2 令和3年度下半期の契約案件について 3 入札参加者の指名停止について 【審査案件】 1 令和3年度下半期発注案件から抽出した審査案件(5件)	
配 付 資 料	1 墨田区入札等外部審査委員会資料	
会 議 概 要	1 報告案件 (1) 前回の会議概要等の公表について 令和4年6月3日に区のホームページ他で公表した。 (2) 令和3年度下半期の契約案件について 案件数は工事案件80件、物品・業務委託は12件、合計92件であった。この中から工事案件が3件、物品・業務委託2件を田尾委員に抽出を頂いた。 (3) 入札参加者の指名停止について 工事案件は1件、物品・業務委託が22件で合計23件であった。 2 抽出案件の審査 田尾委員が抽出した次の入札及び契約について、墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第2条第2号の審査を行った。 (主な質疑、意見等は、別紙のとおり)。	

	なお、これらの入札及び契約につき、要綱第2条第3号に規定する意見具申を行うべき不適切な点等は認められなかった。 (1) 旧たちばな高齢者在宅サービスセンター全階内装改修その他工事 (2) 墨田区役所旧カフェテリア内装改修その他工事 (3) (仮称)新保健施設等複合施設新築工事 (4) 墨田区新型コロナウイルスワクチン追加接種の体制確保に関する業務委託(その2) (5) 墨田区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する業務委託
所 管 課	総務部契約課

1 旧たちばな高齢者在宅サービスセンター全階内装改修その他工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
総合評価方式について説明して頂きたい。	入札価格が低だけでなく価格点及び技術点を総合的に評価し落札者として決定するものである。
本工事以外に他にも関連の工事があるが別の工事ということか。	電気関係、給排水関係、空調関係及び昇降機設備の工事がある。電気設備に関しては電気設備単独の業者へ、給排水及び空調設備に関しては機械工事等としてそれぞれ単独の業者へ、区の方針により分離分割発注している。
価格点の計算式は公表されているのか。	公表されている。 1から入札価格を予定価格で除した数を控除して数に100を乗じて得た数としており、最高点は「33点」となる。
辞退が4者あるが総合点で落札できないとわかっているので入札を辞退しているのか。	辞退理由については任意であるが、技術者の配置が困難である又は他の工事が立て込んでいて都合により積算できないという理由があった。
入札辞退者に対しては、落札後の契約辞退者へ適用される指名停止の措置はないのか。	入札辞退者への指名停止の措置はない。

2 墨田区役所旧カフェテリア内装改修その他工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
この旧カフェテリアを職員・区民向けにどのように改装したのか。	墨田区役所2階旧カフェテリアをマイナンバーカード交付窓口に改修するという工事である。
応札者が1者だけで8者は辞退しているが理由はなにか。	令和3年度当初から予定されていた工事ではなく、同年10月中旬から令和4年2月中旬にかけての急な工事のため、対応できる事業者に限りがあったと推察している。

3 (仮称)新保健施設等複合施設新築工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
デザインビルド方式でプロポーザルにJ Vが1件のみの応募であったのはどのような理由か。	J Vを組む段階で折り合いがつかなかったことと大規模であったことが考えられる。
プロポーザルの際に区が考える予定工期は示されていたか。	プロポーザルの実施要領の中で予定工期は定めていた。

4 墨田区新型コロナウイルスワクチン追加接種の体制確保に関する業務（その2）

委員の質疑、意見等	区の回答等
落札者が旅行業の事業者であるがなぜ随意契約としたのか。	この事業者は国が実施した大規模接種会場の運営をしていた事業者であったこと、かつ、国の通知により地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）に該当するということから随意契約とした。 なお、ほかの事業者にも見積もりを取っている。

5 墨田区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する業務委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
この事業は、国の事業なのか、区独自の事業であるのか。	国の通知に基づいた自治事務である。
本件の受託業者は、今年度の指名停止の対象となっているが影響はないのか。	指名停止の期間は、令和4年4月5日から7月4日までである。本件は、同年1月4日に契約しているため影響はない。